Deloitte.
デロイト トーマツ

監査機関側から見たISMAP情報セキュリティ監査の概要と監査対応上の留意点

有限責任監査法人トーマツ
2021年11月18日

MAKING AN IMPACT THAT MATTERS since 1845

講師自己紹介

本講演の講師

辻村　啓

- 所属：有限責任監査法人トーマツ
- 職位：マネージングディレクター
- 資格：公認会計士
  公認情報システム監査人（CISA）
  システム監査技術者
- 電話：+8180-3465-3633
- メール：akira.tsujimura@tohmatsu.co.jp
- 主な経歴
  地方銀行勤務を経て、2004年に監査法人トーマツに入社。金融機関を中心に、様々な業種の財務諸表監査・内部統制監査の一環としてのシステムレビューや、受託業務に係る内部統制の保証報告書関連業務（SOC関連業務）、ISMAP監査、システムリスク監査、内部監査支援、内部統制構築支援等のITガバナンス関連サービスに多数従事。
- 主な外部協力活動
  - 経済産業省「クラウドサービスの安全性評価に関する検討会」監査WG委員（2019年～2020年）
  - 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）「クラウドサービスのセキュリティ対策に係る監査に関するWG」委員（2020年～2021年）
  - 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）「ISMAP監査検討委員会」委員（2021年～）
  - 特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会（JASA）理事（2021年～）

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

ISMAP監査業務に関する各種ルールの概要

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

本日はISMAP監査業務に係る各種ルールの内容を中心にご説明します

ISMAP規程体系

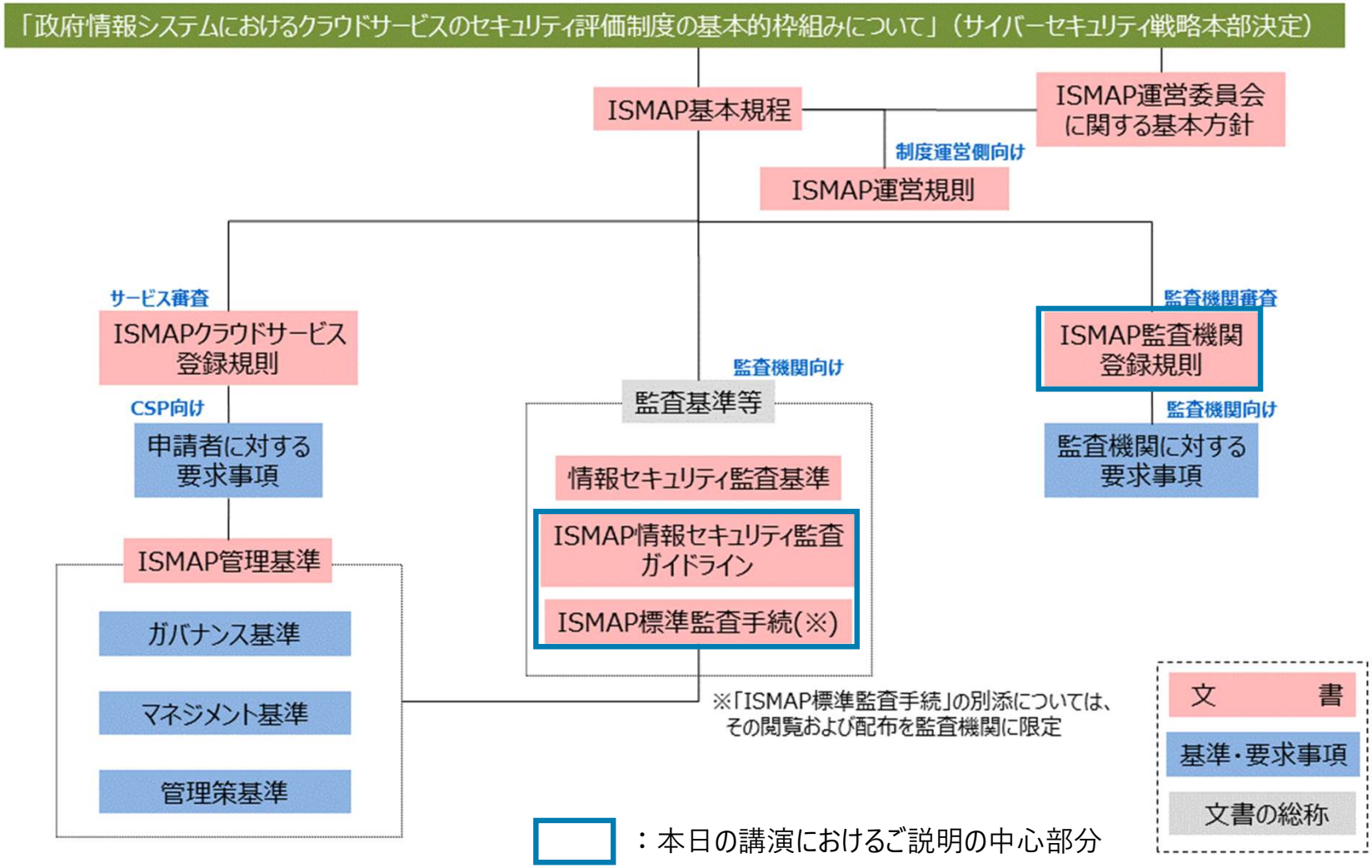

出所：「ISMAPポータルサイト：制度規程等」より

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

監査機関及び
監査機関に対する要求事項について

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

2021年10月31日現在、監査機関として４法人が登録されています

監査機関リスト

監査機関とは

ISMAP運営委員会が監査機関登録基準に照らして審査を行った結果、適切と判断され、ISMAP 監査機関リストへ登録された法人で、2021年10月31日現在、下記の４法人が登録されています。

監査機関リスト

検索

登録番号	監査機関の名称	監査機関の所在地	登録日	登録の有効期限	備考
A20-0001	EY新日本有限責任監査法人	東京都千代田区有楽町一丁目１番２号 東京ミッドタウン日比谷　日比谷三井タワー	2020/08/20	2022/08/19	
A20-0002	有限責任監査法人トーマツ	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング	2020/08/20	2022/08/19	
A20-0003	有限責任あずさ監査法人	東京都新宿区津久戸町1番2号	2020/08/20	2022/08/19	
A20-0004	PwCあらた有限責任監査法人	東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング	2020/08/20	2022/08/19	

出所：「ISMAPポータルサイト：ISMAP監査機関リスト」より

■ 監査機関登録に関連する直近の動き

- 2021年10月8日期限で新規の監査機関登録の申請を受け付けており、10月11日から申請書類の確認が開始されています。
- なお、ISMAP運営委員会の決定事項に基づき、当面の間、監査実務の安定性等の観点から、監査法人からの登録の申請のみが受け付けられています。

出所：「ISMAPポータルサイト」より

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

業務チームへの要求事項の遵守により、業務品質が担保されています

業務チームへの要求事項

ISMAP監査機関登録規則の要求事項（対業務チーム）

ISMAP監査機関登録規則は、ISMAP監査を実施する業務チームメンバーの各責任者・担当者に各種の厳格な要件を課しており、ISMAP監査業務の品質を担保しています

管理基準	概要	資格要件	実務経験等	国籍
業務執行責任者	監査機関に所属する者のうち、本制度における監査業務の責任者、すなわち当該業務とその実施及び発行する実施結果報告書に対する責任を負う者	以下に掲げる資格のうち、いずれかを保有すること。 • 公認情報セキュリティ監査人又は公認情報セキュリティ主任監査人 • 公認システム監査人 • 公認情報システム監査人 • システム監査技術者	• 通算10年以上の外部セキュリティ監査実務経験 • ISMAP情報セキュリティ監査ガイドラインにおいて定める研修の受講 • クラウドコンピューティングに関する知見を有すること	日本国籍
業務実施責任者	業務チームに所属する者のうち、個々の監査業務の実施責任者	同上	• ISMAP情報セキュリティ監査ガイドラインにおいて定める研修の受講 • クラウドコンピューティングに関する知見を有すること	日本国籍

出所：「ISMAP監査機関登録規則」より

■ 業務チームの要件

- 業務チームは、本制度に関する規程等を準拠して本制度における監査業務を実施しなければならない
- 業務チームは、業務執行責任者、業務実施責任者を含む最低 3 名以上で構成すること
- 業務チームのメンバーは、原則、日本国籍を有し、監査機関に所属する者で構成すること
- 業務チームの全てのメンバーは、ISMAP 情報セキュリティ監査ガイドラインにおいて定める研修を受講していること

出所：「ISMAP監査機関登録規則」より

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

監査機関に対しても、登録期限やモニタリング条項が規定されています

監査機関登録の有効期限とモニタリング

登録更新とモニタリング

ISMAPクラウドサービスリストに登録されたクラウドサービスと同様、監査機関に対しても、登録の有効期限や、要求事項を登録期間中に満たしていることのモニタリングが規定されています

登録の有効期限及び中間報告

- ISMAP監査機関リストの**登録の有効期間は２年間**となっており、継続登録のためには、**２年ごとの更新申請**が必要となる。
- 登録期間の２年間においても、**登録の有効期限の１年前**に、監査機関要求事項への遵守状況、直前の１年間に実施した監査の実績並びにその監査を実施した業務チームの構成員の資格要件及び研修等の受講状況について、ISMAP 運用支援機関を通じて**ISMAP 運営委員会に報告**する必要がある。

出所：「ISMAP監査機関登録規則」より

モニタリング

- ISMAP運用支援機関は、監査機関が本規則第3章に規定する要求事項を登録期間中にわたって継続的に満たしていることを確認するために、以下の各号に該当する場合に、制度所管省庁の監督の下、モニタリングを実施することができる。
  - ① 中間報告の内容を受けて ISMAP 運営委員会 又は ISMAP 運用支援機関 が必要と認めた場合。
  - ② 登録申請届出の内容を受けて ISMAP 運用支援機関が必要と認めた場合。
  - ③ 本制度を構成する者その他外部からの苦情又は情報提供等により、要求事項への適合性に疑義が生じた場合。
  - ④ その他、ISMAP 運用支援機関が必要と認めた場合。

出所：「ISMAP監査機関登録規則」より

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

ISMAP情報セキュリティ監査ガイドライン の規定事項ついて

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

ISMAP監査業務の枠組みや詳細は、ISMAP情報セキュリティ監査ガイドラインに規定されています

ISMAP情報セキュリティ監査ガイドライン

ISMAP情報セキュリティ監査ガイドライン

ISMAP監査業務に関して、手続の実施及びその結果の報告を行うために遵守しなければならない事項を定めるものであり、下記の第１章～第４章で構成されています

第１章　総則

1.1　本ガイドラインの目的
1.2　本制度における監査業務の特質
1.3　用語の定義
1.4　本制度における監査業務に関する 業務依頼者、業務実施者、ISMAP 運営委員会の責任

第２章　独立性

第３章　品質管理

3.1　品質管理

第４章

4.1　業務契約の締結及び更新
4.2　業務チームの編成
4.3　計画
4.4　手続の実施
4.5　他の認証・監査制度等の証拠の利用
4.6　経営者確認書
4.7　報告
4.8　調書

出所：「ISMAP情報セキュリティ監査ガイドライン」より

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

ISMAP監査業務は、AUPを参考として制度設計がなされています

ISMAP監査業務の特質

ISMAP監査業務の特質とは

ISMAP監査業務は、財務諸表監査や受託業務に係る内部統制の保証報告書（SOCレポート）のような保証業務ではなく、いわゆるAUP（合意された手続業務）を参考として制度設計がなされています

ISMAP監査業務

- ISMAP運営委員会が行うISMAPクラウドサービスリストの登録審査において、登録審査の対象となるクラウドサービスに関して、ISMAP管理基準に基づいた情報セキュリティに係る内部統制の整備及び運用の状況を確認するために、クラウドサービス事業者の依頼に基づいて、**監査機関が情報セキュリティ監査基準等に準拠して手続を実施し、その結果を事実に即して報告すること**を目的としている。
- 業務実施者が作成した実施結果報告書は、サービス登録申請書の添付資料としてクラウドサービス事業者によってISMAP運営委員会に提出され、ISMAPクラウドサービスリストへの登録審査を行う際に参照する資料として利用される。

出所：「ISMAP情報セキュリティ監査ガイドライン」より

ISMAP監査業務の特質

- 業務実施者の報告は、手続実施結果を事実に即して報告するのみにとどまり、手続実施結果から導かれる**結論の報告も、保証も提供しない**。
- 結論の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手することを目的とはしておらず、保証業務とはその性質を異にするものである。
- 業務実施者は、本制度における監査業務において、**重要性の概念の適用やリスク評価に基づく手続の決定は行わない**。
- 業務実施者の報告に基づき**実施結果報告書の利用者が不適切な結論を導くリスクの評価は行わず**、実施した**手続や入手した証拠の十分性についても評価しない**。

出所：「ISMAP情報セキュリティ監査ガイドライン」より

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

ISMAP監査業務は、保証業務ではありません

ISMAP監査業務と保証業務の違い

保証業務とISMAP監査業務の違い

ISMAP監査業務は、第三者が評価するという点で保証業務と類似しているところはありますが、以下の点を含めて、様々な点で保証業務とは異なります。

⇒ISMAP監査業務の「実施結果報告書」の開示先が、業務依頼者、制度所管省庁 ISMAP 運営委員会及び ISMAP 運用支援機関のみに配布及び利用が制限されている理由の一つは、保証業務との混同利用を避けるためです。

【ISMAP監査業務】		【保証業務（SOCレポート、財務諸表監査等）】
■ 業務実施者の報告は、手続実施結果を事実に即して報告するのみにとどまり、手続実施結果から導かれる結論の報告も、保証も提供しない。	⇔	■ 主題情報（SOCレポート：受託業務に係る内部統制、財務諸表監査：財務諸表）の適正性に対して、監査人自ら意見表明する（合理的な保証）。
■ 結論の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手することを目的とはしておらず、保証業務とはその性質を異にするものである。	⇔	■ 意見表明するたの合理的な基礎として、十分かつ適切な証拠の入手が求められる。
■ 業務実施者は、本制度における監査業務において、重要性の概念の適用やリスク評価に基づく手続の決定は行わない。	⇔	■ 監査上の判断や手続の実施に際して、重要性の概念が適用され、リスク評価結果に基づきリスク対応手続を決定する（リスク・アプローチ）。

出所：「ISMAP情報セキュリティ監査ガイドライン」より

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

業務品質確保のために、独立性や品質管理に関するルールが定められています

ISMAP情報セキュリティ監査ガイドラインにおける独立性・品質管理

**独立性
品質管理**

ISMAP監査業務の品質を確保するうえで、独立性の確保や品質管理に関するルールを遵守することは監査機関に取っての最重要事項であり、下記のように厳格な内容が定められています

独立性

- 業務実施者は、情報セキュリティ監査基準に定める独立性、客観性及び職業倫理に関する要求事項を遵守する必要がある。
- 監査機関は、外観上の独立性に関して、**クラウドサービス事業者と資本関係や、利益相反が生じる関係を有してはならない**。
- 監査機関が監査先のCSPのコントロールに関して助言を与えることや、文書類を作成することは**コンサルティング活動**とみなされ独立性に抵触することから**実施することができない**。

出所：「ISMAP情報セキュリティ監査ガイドライン」、「ISMAPポータルサイト：FAQ」より

品質管理

- 監査機関は、下記の品質管理要件に準拠し、本制度における監査業務の全体的な品質確保に責任を負う。
  - 品質管理者による品質管理
  - 品質管理マニュアルに基づく品質の確保
  - 品質の維持・向上に関する手続等の導入状況
    - 業務従事者以外の者による監査計画及び実施結果報告書のレビュー
    - 業務従事者に対する品質確保に資する教育又は研修等の実施又は受講させていること
      （業務執行責任者及び業務実施責任者：年間20時間以上、業務実施者：年間5時間以上）
    - 業務依頼者の情報を保護するための手続の整備運用、監査の実施

出所：「ISMAP情報セキュリティ監査ガイドライン」より

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

ISMAP標準監査手続とは

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

ISMAP監査業務は、予め定められたISMAP標準監査手続に則って手続を実施することが求められています

ISMAP標準監査手続の構成

ISMAP 標準監査手続

（監査機関の）業務実施者がISMAPにおける情報セキュリティ監査業務を実施する際に遵守すべき標準的な手続を定めたもの
⇒ 2つの目的： ① 業務実施者の恣意的な判断や能力の違いによる手続の品質のぶれを防止すること
② ISMAP運営委員会が求めるリスク対応の水準を確保すること

＜個別管理策＞

クラウドサービス事業者が、自身の選択した詳細管理策のそれぞれに対して、自身のクラウドサービスにおいて具体的に設計した個々の統制

主たる監査対象
- 「規程、手順書等」
- 「根拠となる文書・記録等① サンプルテストを実施しないもの （設計書、仕様書等）」
- 「根拠となる文書・記録等② サンプルテストを実施するもの（申請 書、承認記録、システムログ、台帳等）」
- 「根拠となる設定 （パラメータ、ステータス、コマ ンド等）」
- 「設備・建物等」

＜ISMAP標準監査手続＞

整備状況評価（時点評価）
情報セキュリティに関する内部統制が管理基準に沿ってデザインされ、実際の業務に適用（実装）されているかを確かめるための評価

運用状況評価（期間評価）（原則、1年間）
情報セキュリティに関する内部統制が、手続の対象期間にわたってデザイン通り運用されているかを確かめるための評価

監査技法

質問：関係者に対して口頭又は文書で問い合わせ、説明や回答を求める監査技法。質問は、質問以外の監査技法と組み合わせて利用される

閲覧：紙媒体、電子媒体又はその他の媒体による記録や文書を確かめる監査技法

観察：監査人自らが現場に赴き、目視によって確かめる監査技法

運用状況評価におけるサンプル数

統制頻度	母集団の構成項目数	サンプル数
年次	1	1
四半期次	4	2
月次	12	2
週次	52	5
日次	250	25
日に複数回	251 以上	25

出所：「ISMAP標準監査手続」より

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

統制の変更を識別した場合、監査機関には、業務依頼者の報告対応確認や手続実施上の留意が要求されます

統制の変更とは

統制の変更

監査機関は、監査の過程で統制の変更が発生していることに気付いた場合、変更が重大な場合は業務依頼者（CSP）が必要な報告を行っているかどうかを確かめると共に、変更前後の統制に対する監査手続を実施する必要があります

統制の変更

■ **重大な**統制の変更及び当該変更につながりうる事象

- 業務実施者は、業務実施の過程において、重大な統制の変更及び当該変更につながりうる事象の例示に該当する事象が発生していることに気付いた場合には、業務依頼者がISMAP管理基準4.5.5.1の規定に従って情報セキュリティリスクアセスメントを実施し、ISMAPクラウドサービス登録規則3.5(3)の規定に従って**ISMAP運営委員会に報告を行っていることを確かめる**。
- 重大な統制の変更及び当該変更につながりうる事象とは、具体的には、例えば、事業環境の変化、新規のコントロールオーナー、情報システムについて新規導入または刷新された場合、急速な成長、新しいビジネスモデル・新製品又は新しい活動、会社の事業再構築、拡大する国外事業、新しい会計の意見書、資本関係の変化等が想定される。

■ 統制の変更

- 業務実施者は、業務実施の過程において監査対象期間内に統制の変更が発生していたことに気付いた場合には、**変更の前後の統制について、それぞれ手続を実施**する。3.1.1に規定のとおり、本制度における監査業務の対象期間は原則1年間とするが、監査対象期間の途中で統制の変更が発生している場合には、当該管理策が**最低3ヶ月以上の運用期間を経ていることを確認**しなければならない。

出所：「ISMAP標準監査手続」、「ISMAPポータルサイト：FAQ」より

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

監査機関は発見事項を事実に即して実施結果報告書に記載する必要があります

発見事項とは

発見事項

監査機関は標準監査手続に準拠した手続を実施する過程で、下記に該当する事項を発見した場合は、発見事項として実施結果報告書に事実に即して記載する必要があります

発見事項

■ 発見事項とは、業務実施者が実施した手続の結果のうち、下記に該当する事項等をいう。

- 整備状況の評価手続を実施した結果、内部統制に関連する**規程・ルール等が存在しなかった**。
- 整備状況の評価手続を実施した結果、内部統制に関連する**証跡が存在しなかった**。
- 運用状況の評価手続を実施した結果、抽出した**サンプルについて内部統制の逸脱**が存在した。

■ なお、手続実施の結果、下記に該当する場合も、実施結果報告書の発見事項欄への記載を要する。

- 手続の対象期間においてサンプルが発生していない場合。
- 監査対象期間の途中で統制変更が発生している場合に、当該管理策の運用期間が3ヶ月に満たない場合。

■ 業務実施者は、**事実に即して発見事項を報告する責任**を負うが、入手した証拠の十分性及び適切性の評価は実施しない。また、特定の事実が発見事項に該当するか否かについて、業務実施者はいかなるISMAP管理基準の要求事項の解釈に基づく判断や、重要性に関する判断も実施しない。

■ 当該発見事項に関して、クラウドサービス事業者が ISMAP クラウドサービス登録規則 3.3項の規定に従って改善計画書を作成していることを確認する。

出所：「ISMAP標準監査手続」より

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

登録審査上、管理策基準の発見事項は軽微であるかどうかがポイントになります

発見事項の登録審査上の取扱い

発見事項の登録審査上の取扱い

■ ISMAP運用支援機関は 、受理した申請文書について 、以下（一部抜粋）について技術的審査を行い、 各項目の確認状況及び登録の是非に関する ISMAP運用支援機関の見解について、ISMAP運営委員会に報告する 。

- **ガバナンス基準**及び**マネジメント基準**の**発見事項が存在しない**こと 。
- **管理策基準**の発見事項が存在する場合、当該**発見事項が軽微**であること。軽微であることの要件の一つとして、当該発見事項に係る統制が**実施結果報告書の日付から２ヶ月以内に改善することが示された改善計画書が存在**すること。

出所：「ISMAP標準監査手続」より

発見事項が軽微であることの要件

■ 発見事項が軽微であると見なすためには、当該発見事項が以下の**全ての要件**を満たしていることが求められる。

- 当該発見事項に係る統制が実施結果報告書の日付から2ヶ月以内に改善することが見込まれること。
- 当該発見事項が統制に重要な影響を与えるものではないこと。
- 継続的あるいは反復的に発生しているものではないこと。

■ 具体的な事例として、例えば、文書上の誤記や改訂漏れ等の形式的な不備の単発的な発生等が想定される。

出所：「ISMAPポータルサイト：FAQ」より

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

アップデートテストの採用により、効率的に監査を実施できる可能性があります

アップデートテストとは

アップデートテスト

主要な監査手続の前倒しにより、ISMAP監査業務を効率的に実施できる可能性があります

（アップデートテストの実施には、ISMAP運用支援機関への事前相談が必要です）

■ 原則的なサンプル抽出

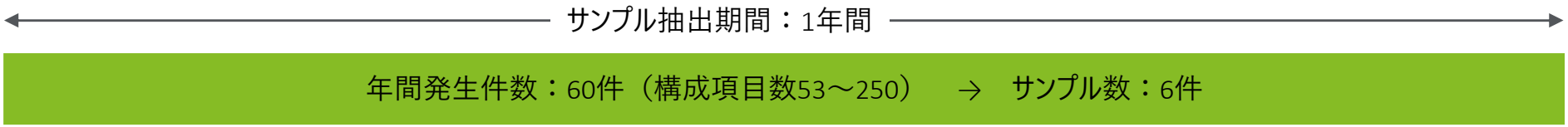

■ アップデートテストによるサンプル抽出

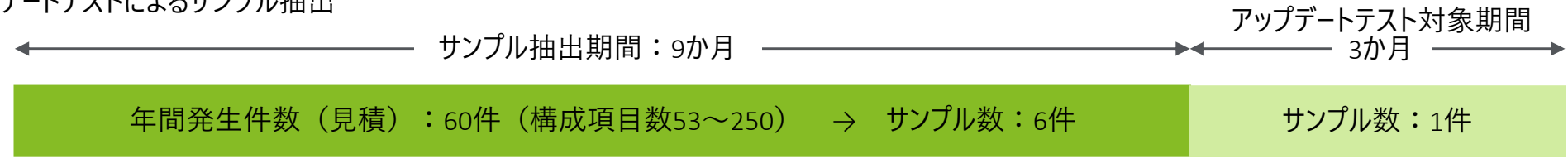

➢ アップデートテスト採用時の留意事項

- サンプル抽出期間において、必要なサンプル数を確保できること
- アップデートテスト対象期間において、統制に変更が無いかを確認するために、質問及びサンプル抽出（1件）を行う
- 監査対象期間経過後、母集団の構成項目数を確認し、抽出したサンプル数に不足があれば、アップデートテストを行わず、原則的なサンプル抽出を行う

出所：「ISMAP標準監査手続」より

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

統制の同質性が説明できれば、効率的なサンプル抽出が可能になります

統制の同質性について

統制の同質性

ある管理策について、システム設定やアカウント利用状況、データセンター等が複数存在する場合、業務依頼者（CSP）が統制が同質であることを説明できれば、母集団を同一のものとして取り扱うことができ、抽出サンプル数を減少させることが出来ます

統制の同質性と母集団の設定

■ 言明の対象となる管理策において以下の**全ての特性**を満たし、かつ、**言明書で示したリージョンの範囲**にある場合には、**同一の母集団**として評価を行うことが可能である。なお、以下の全ての特性を満たすことについては**業務依頼者が責任**を有する。

① ガバナンス基準・マネジメント基準の内容が同一である 。
② 規程・手順が同一である 。
③ 管理策の内容が同一である 。
④ 管理する仕組みが同一である 。
⑤ 管理策を実施する個人に提供されるトレーニングが共通である等、管理策を実行する個人の能力が一貫したレベルである 。

出所：「ISMAP標準監査手続」より

■ 例示：ユーザアクセス権限付与（OS/DBMS）の場合
（サーバ1台、OS/DBMSそれぞれ年間発生件数250件と想定）

➢ OS/DBMSの各統制が同質な場合

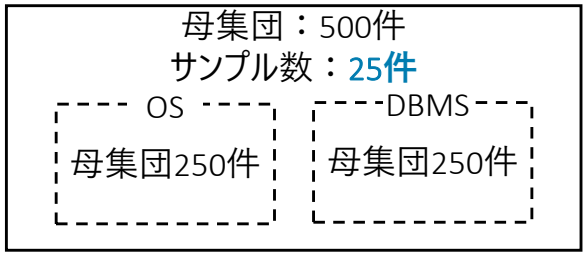

➢ OS/DBMSの各統制が同質でない場合

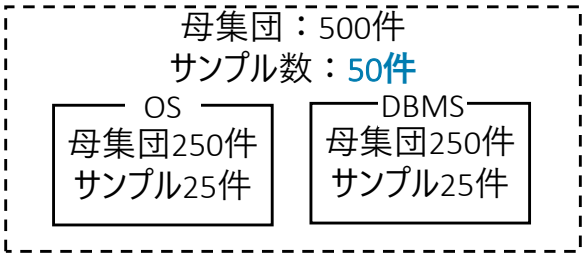

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

他の認証・監査制度等の証拠利用により、効率的に監査を実施できる可能性があります

他の認証・監査制度等の利用について

他の認証・監査制度等の利用

他の認証・監査制度等における母集団情報や、母集団からの抽出サンプルについて、業務実施者（監査機関）が適切とみなす場合は、ISMAP業務でも利用可能となり、効率的にISMAP監査業務を実施できる可能性があります

他の認証・監査制度の利用

- 業務実施者は、標準監査手続に準拠して 自ら手続を実施する。そのため、他の認証・監査制度や内部監査等の実施結果あるいはその報告書をそのまま利用することは原則認められない。
- ただし、**業務実施者が標準監査手続を実施する際に適切とみなす場合**には、他の認証・監査制度や内部監査等において**収集された証拠を利用することは可能**である。

出所：「ISMAP標準監査手続」より

■ 他の認証・監査制度等の証拠利用の考え方

- 他の認証・監査制度等において収集された**母集団の利用は可能**。
- 他の認証・監査制度等において収集された**サンプルが無作為抽出されたことをISMAP監査機関が判断できる場合**は、当該**サンプルの利用は可能**。
- 上記の考え方は、他の認証・監査制度等の監査機関とISMAP監査機関が同一であっても、異なっていても同様。

■ 他の認証・監査制度等の証拠を利用する場合の留意点

- ISMAP監査業務と他の認証・監査制度等との、運用評価対象期間の整合性

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

ISMAP監査対応の流れ（例）

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

ISMAPの初回登録に向けては、自社のISMAP管理基準への準拠状況を適切に把握したうえで、十分な準備期間を確保する必要があります

クラウドサービス事業者によるISMAPの初回登録までに想定される流れと対応事項

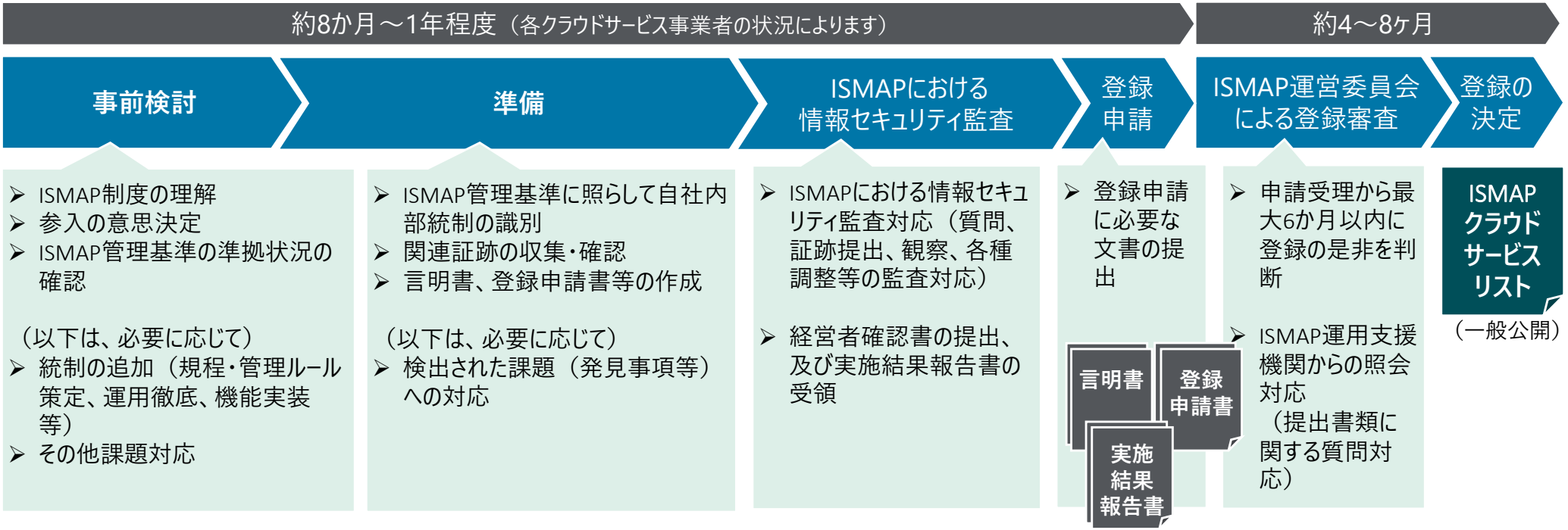

■ 監査実務対応上の留意点

- CSPの状況にもよるが、事前検討から初回登録の決定までには、1年以上の期間を必要とする場合も多く、特に内部リソースに関して、十分かつ長期間の要員確保が必要となる。
- ISMAP管理基準に照らした自社内部統制の識別については、ISMAP管理基準マニュアル、ISMAPポータルサイトFAQ及び参照元の基準（JIS規格、統一基準、SP800-53rev4等）を参考に、ISMAP管理基準の趣旨を正確に理解しておくことが肝要。特に、B,PBの必須4桁管理策については、自社開発が必要となる場合もあり、事前検討段階から早めに対応しておくことが必要となる。

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

Deloitte.
デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市以上に1万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。
デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”）を通じFortune Global 500®の8割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約312,000名の専門家については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト・ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

IS 669126 / ISO 27001

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited